

仙台市博物館レストラン出店事業者 募集要項

仙台市博物館（以下「博物館」という。）の再開館に合わせて、博物館内でレストランを営業する事業者を次のとおり募集します。

1 募集概要

- (1) 募集事業者 レストランを営業する事業者（1者）（以下「事業者」という。）
- (2) 出店場所 仙台市博物館2階
- (3) 使用面積 164.75 m²（出店スペース：105.21 m²、厨房・従業員控室等：59.54 m²）
- (4) 付帯設備 空調設備、厨房器具一式（都市ガス使用）、テーブル、椅子、グリストラップ等
博物館の設置した設備等は原則継続して使用するものとし、これらの日常の維持管理等（グリストラップの清掃含む）は事業者の負担とします。ただし、博物館と協議のうえ、事業者が独自に用意する設備を利用できるものとしします。
- (5) 運営開始 令和6年4月当初（予定） ※博物館再開館日から営業
- (6) 来館者数 年間163,928人（平成23年度～令和元年度の平均）

2 出店方法

事業者は行政財産目的外使用許可を取得し出店します。

- (1) 使用許可の期間
営業開始年度（令和6年度）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、その後は、利用状況および管理運営状況を勘案して支障がないと博物館が判断する場合は、1年毎に更新することができます。
- (2) 使用料
使用料は「仙台市財産条例」に基づき別途定めます。
（参考）令和5年度使用料 年額 約289万円
※使用料は、使用許可または更新時点における建物の時価、固定資産税路線価、年額償却費等により変動します。
※「仙台市財産条例」に基づき一部減免となる場合があります（要申請）。

3 営業日・営業時間

- (1) 営業日
博物館の開館日
（参考）休館日：月曜日（祝休日は開館し、その翌平日に休館）
※10月の第2月曜日（祝日）の翌日は開館
年末年始（12月28日～1月4日）
その他、施設設備の点検等で臨時休館する場合があります。
- (2) 営業時間
博物館の開館時間（午前9時から午後4時45分まで）に準じる
※博物館と協議のうえ決定となります。
※博物館をユニークベニューの会場とする場合など、時間外のレストラン営業へのご協力を依頼することがあります。

4 遵守事項

- (1) 博物館の開館状況に合致した営業を行うこと
- (2) 提供メニューの価格は公共施設にふさわしいものとし、近隣施設との均衡を図ること
- (3) メニューへのアレルギー表示等、食物アレルギーへの対応を行うこと
- (4) 営業に要する諸費、光熱水費、清掃費、廃棄物処理費等の一切は、使用許可を受けた事業者が負担すること

- (5) 食品衛生法、環境衛生各法を遵守し、営業の適正な管理体制を確立すること
- (6) 消防計画を作成し、火災等の発生防止および災害発生時に備えること
- (7) 繁忙状況に応じて従業員を確保すること
- (8) 別紙「使用許可の条件」を遵守すること

5 応募資格

以下(1)～(5)を全て満たしていること

- (1) 仙台市内に店舗または営業所があること
- (2) レストランの営業実績が3年以上あること
- (3) 過去3年間、食中毒の発生がないこと
- (4) 仙台市暴力団排除条例に規定する暴力団・暴力団員等ではなく、かつ、暴力団等との関係を有していないこと
- (5) 仙台市税を滞納していないこと

6 現地説明会

応募には、この説明会への参加が必要です。

- (1) 日 時：令和5年7月20日（木）午後2時～（1時間程度）
- (2) 場 所：仙台市博物館
- (3) 内 容：概要説明、店舗の場所および設備の見学
- (4) 参加申込：令和5年7月18日（火）（必着）までに「現地説明会参加申込書」を下記提出先へファクスまたは郵送でご提出ください。
- (5) 提 出 先：〒980-0862 宮城県仙台市青葉区川内26番地
仙台市博物館 庶務係
電話 022-225-2557
ファクス 022-225-2558

7 質問および回答

応募について質問がある場合は、別紙「質問書」をファクスでご提出ください。

- (1) 受付期間：令和5年7月21日（金）から
令和5年7月25日（火）午後5時まで
- (2) 提 出 先：上記6(5)と同じ
- (3) 回 答：令和5年7月26日（水）午後5時までに、現地説明会参加者へファクスで回答します。

8 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

提出された書類や記載内容に不備があった場合は、速やかにその補正を行ってください。この補正を行わない場合は、特段の事情がある場合を除き、審査対象外（失格）となります。

- ア 出店申込書（様式1）
- イ 運営計画書（様式2）
- ウ 会社（業務）概要書（様式3）
- エ 誓約書（様式4）
- オ 市税の滞納がないことの証明書
- カ 直近3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し
- キ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書（3カ月以内に発行したもの））
※法人の場合のみ必要

- (2) 提出書類の受付期間
令和5年7月27日（木）から令和5年8月10日（木）（必着）までに、下記提出先へ持参または郵送により提出してください。
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出先
〒980-0862 宮城県仙台市青葉区川内26番地
仙台市博物館 庶務係
電話 022-225-2557
- (4) 費用負担
応募に要する経費などの一切は、応募者の負担とします。
- (5) その他
レストラン・ミュージアムショップの両方にご応募いただけます。応募書類はそれぞれにご提出ください（上記(1)のうちウ～キの書類が重複する場合は、レストランまたはミュージアムショップいずれかへの提出で可とします）。

9 選定方法

- (1) 応募者の提出した書類およびヒアリングをもとに、本市が設置する「仙台市博物館レストラン及びミュージアムショップ出店業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、選定を行います。
- (2) 応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で出店事業者を選定します。
 - ①応募者が4者以上の場合
 - ア 一次審査（書面審査）：令和5年9月上旬予定
提出書類に基づく書面審査を行い、一次審査通過者に二次審査を行います。
 - イ 二次審査（ヒアリング審査）：令和5年9月中旬予定
提出書類に基づくヒアリング審査を行います。
 - ②応募者が3者以下の場合
書面審査と並行して、提出書類に基づくヒアリング審査（令和5年9月中旬予定）を行います。
- (3) 委員会が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) ヒアリングを欠席した場合や追加資料を速やかに提出しない場合は、特段の事情がある場合を除き、審査対象外（失格）となります。
- (5) 審査の結果、出店事業者を選定しないことがあります。

10 評価の視点

- (1) 幅広い年齢層やニーズへの対応
 - ・年齢に関わらず利用者がくつろぎ、満足感を得られる空間を提供できること
 - ・軽食や休憩目的としても利用できるメニュー構成であること
- (2) 博物館の魅力向上
 - ・博物館の特徴を生かしたメニュー構成・サービスによる、博物館と一体感のあるレストラン運営ができること
- (3) 賑わいの創出
 - ・展示観覧を目的とした来館者だけでなく、青葉山エリアを来訪する方々への飲食提供による、博物館を拠点とした新たな賑わいを創出できること

11 審査結果

書面審査の結果およびヒアリング審査の案内は、令和5年9月中旬（予定）に全ての応募者へ書面で通知します。

ヒアリング審査の結果は、令和5年9月下旬（予定）に全てのヒアリング審査対象者へ

書面で通知します。

12 その他

(1) 無効となる提案等

- ①本募集要項に示した応募資格を有しない者のした提案
- ②虚偽の記載または説明がなされた提案
- ③本募集要項に示した出店申込書等の作成および提出に関する条件に違反した提案
- ④審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(2) 出店事業者が次に掲げる事項に該当したときには、出店事業者の決定を取り消すことがあります。

- ①出店事業者の賃金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が困難であると博物館が判断したとき
- ②著しく社会的信用を損なう行為等により、出店事業者が出店者としてふさわしくないと博物館が判断したとき
- ③出店事業者が応募者の資格を喪失したとき

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出るものとします。

13 スケジュール

令和5年7月3日(月)：公募開始

〃 7月18日(火)：現地説明会の申込期限

〃 7月20日(木)：現地説明会（レストラン）

〃 7月21日(金)～7月26日(水)：質問および回答

〃 7月27日(木)～8月10日(木)：応募受付

〃 9月 上旬：提案内容の審査（書面）

〃 9月 中旬：提案内容の審査（ヒアリング）

〃 9月 下旬：出店事業者決定

令和6年3月 上旬：目的外使用許可の取得

令和6年4月 当初：営業開始（博物館の再開館と同日から）

使用許可の条件（レストラン）

（使用上の制限）

- 1 使用許可財産（以下「財産」という。）は指定する用途以外に使用してはならない。
また、許可した面積，数量および期間を超えて使用してはならない。
また、第三者への転貸，使用权の譲渡等をしてはならない。

（使用許可の取消または変更）

- 2 (1) 使用許可期間中であっても，本市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき，また許可の条件に違反するときは，その許可の取消または変更をすることができる。
この場合において，その損失補償はしないものとする。
(2) 行政財産使用料および光熱費については，3か月間滞納した場合は，使用許可の取消を行うことができる。
(3) 使用許可期間中であっても，使用者がその許可を取り下げたい場合は，許可期間の満了日または使用を希望する最終日の6か月前までに申し出るものとする。

（営業日および営業時間）

- 3 (1) 営業日は，仙台市博物館の開館日とする。
(2) 営業時間は，博物館の開館時間（午前9時から午後4時45分）に準じることとし，博物館と協議のうえ決定する。
(3) 博物館をユニークベニユーの会場とする場合など，上記営業時間外のレストラン営業に協力するものとする。

（原状回復義務および損害賠償の方法）

- 4 使用許可が終了したときは，使用者の負担により，財産を原状に復して返還しなければならない。
この場合において滅失棄損その他により損害を与えたときは，損害相当の金額を賠償しなければならない。
なお，使用終了の際に，原状回復をすることが適切でないと思われる場合には，使用終了届を提出する前に協議すること。

（光熱水費等の負担）

- 5 使用に伴う電気料，水道料等の必要な経費は，使用者が実費を負担しなければならない。
（継続許可の申請）

- 6 使用許可期間満了後も継続して使用したい場合は，期限2か月前までに申請書を提出すること。

（有益費等の請求権の放棄）

- 7 使用者は，使用財産について支出した有益費，必要費その他の費用を請求することができない。

（現状調査等）

- 8 本市において必要があるときは，財産について随時現状調査し，資料の提出または報告を求め，その他その維持使用に関し指示することができる。なお，使用者は収支報告書を年1回提出するものとする。

（現状変更の禁止）

- 9 使用者は，善良な管理者の注意をもって財産の管理に努めなければならない。その管理に瑕疵があり，他人に損害を与えたときはその賠償の責任を負うこと。
また，修繕，模様替その他現状を変更する必要があるときは，事前に協議し，承認を得たうえで使用者の負担により行うものとする。

（損害の賠償）

- 10(1) 本事業の実施において，使用者に帰すべき事由により本市または第三者に損害が生じ

た場合、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(2) 使用者は、故意または過失により博物館の設備等を損傷し、または滅失した場合、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、本市が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(環境負荷の低減)

11 使用者は、「仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮するものとする。

(防災)

12 使用者は、博物館自衛消防隊と協力し、定期防災訓練に参加しなければならない。

(条件に対する疑義)

13 この許可条件に疑義が生じたときは、使用者は、本市に確認をし、指示を受けなければならない。